

行政改革推進会議  
独立行政法人改革等に関する分科会  
第三ワーキンググループ 説明資料

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

農林水産省  
平成25年10月

# (独)農林水産消費安全技術センターの概要

- (独)農林水産消費安全技術センター(Food and Agricultural Materials Inspection Center: 通称FAMIC)は、食品の安全や消費者の信頼を確保するため、国民の健康の保護、消費者の利益の保護等を目的とする「農薬取締法」、「飼料安全法」、「肥料取締法」、「JAS法」等に基づいて、農林水産大臣の指示により、農薬、飼料等の農業生産資材や食品の検査等を執行する機関。

- 職員数: 637名(H25.4.1現在)
- 平成25年度予算額 : 6,657百万円  
(うち運営費交付金 6,422百万円)
- 本部: 埼玉県さいたま市

## 資材の安全性確保を通じた食品の安全確保

- 農薬、飼料、飼料添加物及び肥料の検査等により、農業生産資材の安全性を確保し、生産される食品の安全確保、国民の健康保護等に資する。

## 農林水産物、飲食料品等の品質及び表示の適正化を通じた消費者の利益の保護

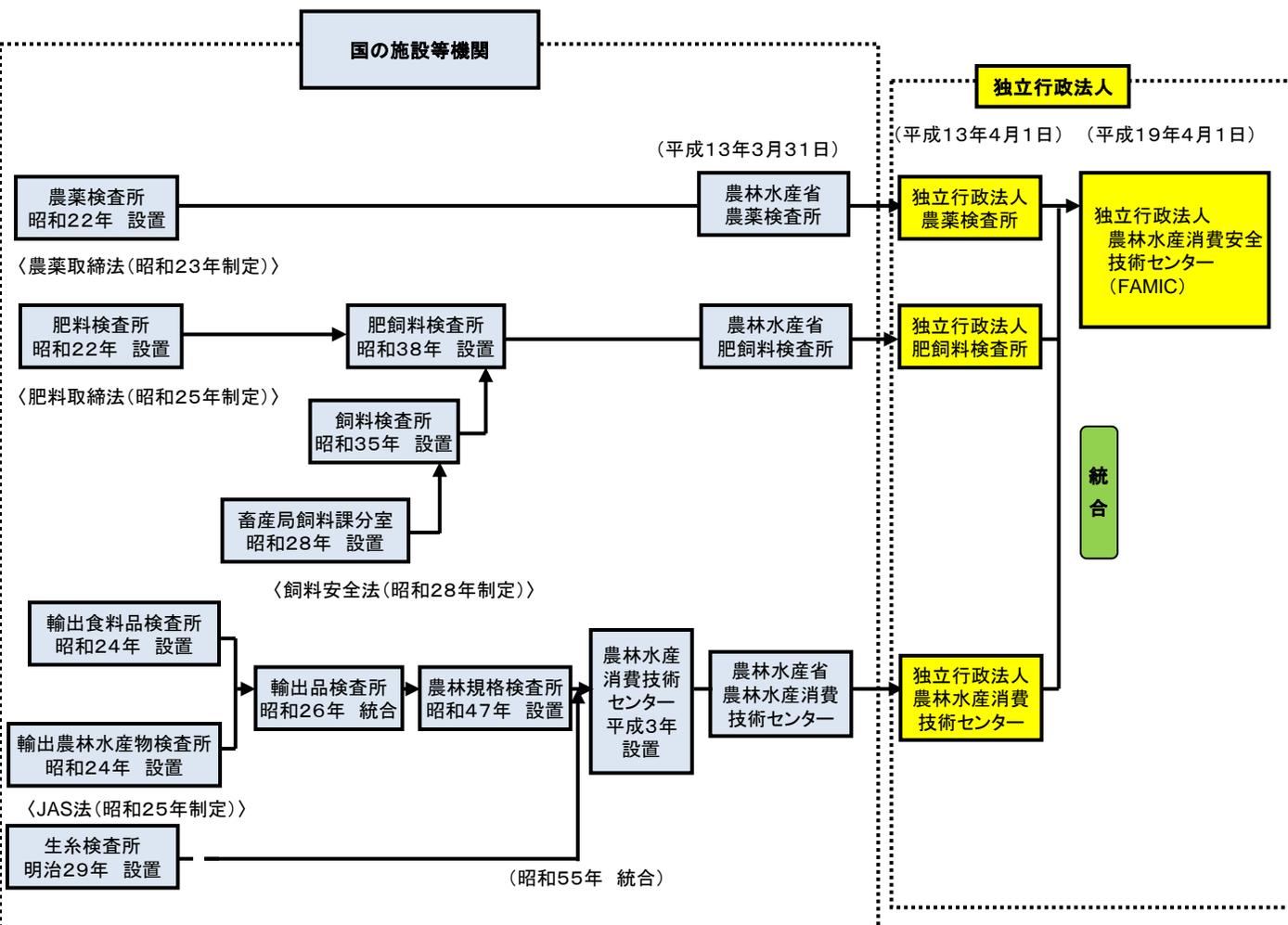
- 品質に関する表示の基準が定められた農林物資等の検査等により、これらの品質に関する適正な表示を確保し、消費者の利益の保護に資する。

## 必要性

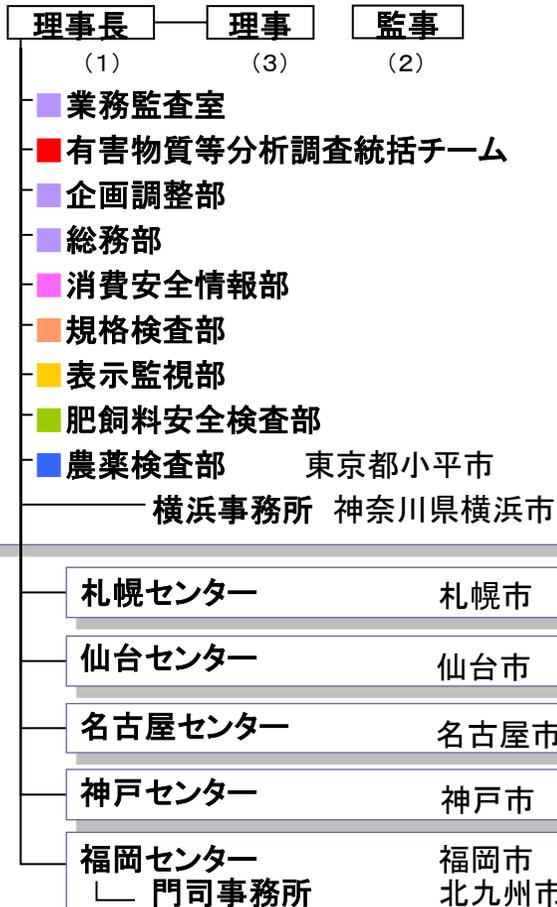
- FAMICの業務は、国民の健康保護、消費者の利益の保護等を目的とする各個別法に基づいて規制行政を担うもの。食品の安全と消費者の信頼を確保するため、安全性等についての審査を経ていない無登録農薬、不適格な飼料・肥料等の生産・流通や食品の偽装表示に対する取締りは必要不可欠。
- FAMICは、国が個別法令に基づいて行政処分、罰則を科す基礎となる検査を行うものであり、企業等の私有地に入り、設備、原料、帳簿等を検査するなど公権力を行使する強い権限を付与されている。本来、国が実施すべき業務であり、行政と一体不可分(FAMICの前身は国の施設等機関であり、現在は、特定独立行政法人(身分は国家公務員))。

# FAMICの沿革

# FAMICの組織



## 本部 埼玉県さいたま市



# 食品安全行政の動向(FAMIC関連)

## 食の安全に関連する危機管理事案

- H13 BSEの国内発生
- H14 無登録農薬の全国規模での販売・使用
- H20 非食用の事故米穀の不正規流通
- H23 東日本大震災に伴う福島第1原発事故  
(放射性物質の降下により、汚染された飼料・たい肥等が拡散)

## 食の安全に関連する行政の動向

- H15 食品安全基本法施行  
(食品安全委員会の設置等)
- H15 農林水産省設置法の改正  
(消費・安全局の設置等)
- H15 農薬取締法、肥料取締法、飼料安全法等の改正  
(生産資材の適正使用の強化、厚労省との連携強化等)
- H19 検査検定3法人をFAMICとして統合  
(平成17年の行政改革の重要方針に基づき、食品の安全性確保に係る総合力の発揮を狙いとして、平成13年に国の機関から独立行政法人となった(独)農薬検査所、(独)肥飼料検査所、(独)農林水産消費技術センターを統合)

## 農林水産省消費・安全局

(食品安全行政の強化を図るため、生産振興部局から分離し、平成15年に設置)

- 生産から消費段階にわたる食品の安全確保
- 生産資材の安全・品質管理
- 適正な食品表示の推進
- 家畜防疫(家畜伝染病)、植物防疫(植物病虫害)等

密接に連携



## 諸外国の動向

- ◎ 諸外国(米国、カナダ、英国、ドイツ等)でも生産資材等の規制は、公務員が実施している。

## 執行部門

科学的知見を持って対応

## FAMIC

立入検査

科学的知見や情報を共有して実施

- ・農薬・肥料の登録検査
- ・BSE発生防止のための飼料工場の検査
- ・食品表示の真正性の検査
- ・飼料及び肥料の放射性物質の分析

年間1000件以上

植物防疫所  
動物検疫所

動物の伝染性疾病・植物病虫害の侵入・まん延防止

# 生産資材が国民生活に悪影響を与える可能性があった危機管理事例

## 飼料

## 事例

## FAMIC・国の対応

H13年に日本で初めてのBSEの発生を確認。これまで、海外では26カ国約19万頭のBSE患畜、228例のvCJDを確認。国内では36頭のBSE患畜を確認。BSEの発生を予防するためには、牛の飼料への異常プリオンたんぱく質の混入を防止する必要。

BSEの感染牛由来の異常プリオンたんぱく質をヒトが摂取することにより、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD:発病後1~2年以内に全身衰弱、呼吸麻痺、肺炎などで死亡)に感染する可能性が示唆されている。

- FAMICは、飼料安全法に基づき、製造事業場において特定危険部位が混入するおそれがないことの確認検査を実施。
- 飼料安全法を改正(H14年施行)し、飼料の適正使用の徹底及び製造業者等の規制の見直し。

## 農薬

H14年に山形県でダイホルタン※等の無登録農薬を販売した業者が農薬取締法違反で逮捕。立入検査等の結果から、44都府県で約4,000農家に販売されていたことが判明し、5,600トン、約13億円分の農産物が廃棄された。  
※ダイホルタン:H元年に登録が失効。動物実験で発がん性が認められている。

- FAMICは、国、県と協力して緊急に立入検査を実施。
- 農薬取締法を改正(H15年施行)し、農薬の製造・輸入・販売・使用の各段階における規制を強化。

## 飼料

## 肥料

福島第一原発事故に伴い放出された放射性物質の降下により汚染された稲わらを牛へ給与したことにより、東北・関東地方を中心に肉牛から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出。汚染稲わら利用肉牛農家324戸から4,796頭を出荷(90頭の基準超過を確認)。

放射性物質の降下により汚染された地域で製造した堆肥等が全国規模で流通(一部公園・学校などでの使用を確認)

- FAMICは、原発事故後速やかに肥料・飼料等の放射性物質検査を実施。(H24年度までに8,887件を実施)
- H23年に放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値を設定。

(参考)

# 生産資材の規制の例(農薬の例)

農薬の登録      農林水産省      製造・販売の禁止、回収等の行政処分

検査結果等に基づき、登録、行政指導等を実施



## FAMIC

### 農薬の登録検査

- ・企業秘密を含む各種の試験成績等に基づき厳正な検査を実施
- 毒性・残留性
- 環境への影響
- 薬効・薬害 等



**業務の特性**

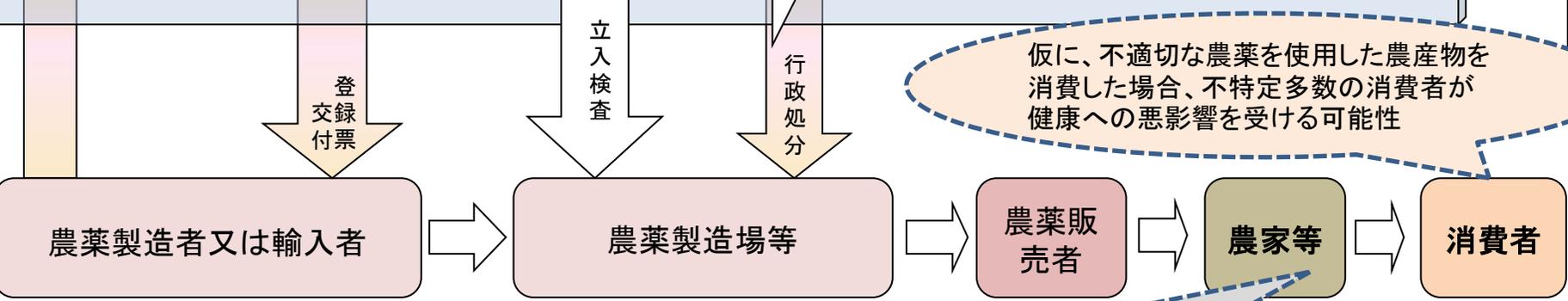
- ・農薬に関する専門技術的知見が不可欠
- ・分析技術に関する高度な知見が不可欠
- ・農薬関係法令等に関する知見が不可欠

### 立入検査

- ・法の遵守の確認のため、国の指示を受けて国と密接な連携を図りつつ実施(安全性に疑義が生じた場合には緊急に対応)。
- 帳簿類・製造に関する検査
- 農薬又は農薬の原料等の集取・分析
- 農薬ラベル表示の検査 等

**業務の特性**

- ・公権力の行使であり、農薬事業者等の活動に大きな影響を与える
- ・緊急時には、即時の対応を行う必要
- ・事前に情報が漏えいしないように行う必要



仮に、不適切な農薬を使用した農産物を消費した場合、不特定多数の消費者が健康への悪影響を受ける可能性

仮に、不適切な農薬を使用した場合、農薬散布時に使用者の健康や環境への悪影響を生じる可能性

安全な農産物の供給による、食の安全・消費者の信頼確保